

平成30年第2回龍ヶ崎市議会臨時会総務委員会会議録

平成30年11月7日
午前10時36分～午前10時55分
第一委員会室

出席者氏名

札野 章俊 委員長
深沢 幸子 委員
後藤 敦志 委員
大野誠一郎 委員

大竹 昇 副委員長
滝沢 健一 委員
杉野 五郎 委員

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	荒井久仁夫
市長公室長	龍崎 隆	議会事務局長	黒田智恵子
法制総務課長	落合 勝弘	財政課長	岡田 明子

事務局

次長 松本 博実

議題

議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について

札幌委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今臨時会において、さきほど、当委員会に付託されました議案第3号の所管事項です。

この案件につきまして、ご審議をいただくわけではありますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答で、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、議案の審査に入ります。議案第3号「平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項」について執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第3号「平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）」の内容について説明をさせていただきます。この補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,524万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億4,347万5,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。繰越金につきましては、今回の補正予算の財源でございます。1,524万7,000円を計上してございます。

歳出です。総務費、総務管理費の文書広報費のなかの「児童生徒に係る重大事態再調査委員会費」でございますが、議案第2号の条例制定に伴う関連経費でございます。児童生徒に係る重大事態再調査委員会」の運営に必要な経費を計上したものです。報酬につきましては、日額6,800円。委員5人分で会議は1回です。トータルで3万4,000円としております。旅費につきましては、市外から会議に出席いただく委員3人分の交通費、費用弁償でございます。

続きまして、その下、財産管理費の庁舎管理費でございます。委託料でございますが、これは今年10月に上陸いたしました台風24号の影響によりまして、市役所庁舎4階の軒天井の板が落下しました。これを受けまして平成31年度に予定をしておりました外壁塗装等改修工事を早急に進めることが安全管理上、必要不可欠だと判断いたしまして、今回軒天井の改修を加えた改修工事の実施設計業務委託費を計上いたしましたものでございます。

続きまして、一番下になります。教育費の教育センター費、いじめ問題再調査委員会費でございます。これにつきましては、いじめ問題再調査委員会が、総務費に計上した「児童生徒に係る重大事態再調査委員会費」に移行したため、その関連経費すべてを減額するものです。

説明は以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

深沢委員

庁舎管理費のところですが、このあいだ熊本に県南水道で視察に行かせていただいたのですが、その時に震度7という地震の凄さをみてきて、そのあと、龍ヶ崎市から物資を送った山都町によらせていただいて、その山都町では、熊本地震よりも6倍の被害を雨で受けたと、市長はじめ龍ヶ崎の議員は聞いてきました。そうすると台風24号、地震からずいぶんたっていますけれど、軒天井だけの改修で大丈夫なのかというのが心配です。前にエレベーターのところもひびが入ったというのがありましたよね。地震の時は議場の天井も落ちましたよね。諸々考えると、軒天井だけの改修だけで済むのかどうか、しっかり調べなくて大丈夫なのか。そういう危惧がありますが、その辺はいかがでしょうか。

岡田財政課長

今回の施設設計につきましては、軒天井のみの改修ではなくて、外壁塗装全般。それに

軒天井の改修ももともと入っていましたので、早急に進めることによって、少しでも不安を無くそうということでの判断です。その他の場所につきましては、東日本大震災で被害があったところは改修されております。防水工事も進めていますので、庁舎のマネジメントという意味からいえば、通常の改修はこれで大丈夫なのかと考えています。震度7とか大きな地震の被害というところまでは、今のところ想定されていませんが、庁舎マネジメントのなかで必要な改修を踏まえながら延命を図っていきたいと考えています。

深沢委員

震度7は想定できないですよ。熊本行ったらものすごく、想像もつかないような。山都町の熊本地震の6倍の被害。道路自体も陥没していて、もともと被害を受けているところは、台風がくるとひどくなっちゃうのかと感じてしまいました。このあいだの暴風雨は凄くて我が家の隣の愛戸公園の桜が3本倒れちゃって、根っこから。ああいうのが起きた時に庁舎が大丈夫ならいいのですが、やはりやっておけば良かったということにならないように、これからも気をつけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

札幌委員長

他に質問はございませんか。

後藤委員

「児童生徒に係る重大事態再調査委員会費」についてですが、具体的なケースについては11条で、諮問に応じて審議されると思いますが、市長が諮問する場合というのは、どういった場合。私が考えるには保護者が調査結果に納得しない時しか思いつかないのですが。どういった場合に諮問されることが想定されるのか。どういった場合に具体的な事案の調査に入るのかお聞かせください。

落合法制総務課長

再調査委員会での調査につきましては、調査委員会で調査した結果、その結果を受けまして、市長の諮問に応じてということで所掌事務に規定されていますが、後藤委員がおっしゃるように、保護者の方で、調査委員会で調査して、その結果が報告され、それに納得できない場合について、再度、もう一度、調査をしてほしいといった場合に再調査委員会が開かれるというふうに考えています。

後藤委員

具体的に市長が諮問する判断というのはどういった形になるんですかね。基本的には調査結果について納得いかないということであれば、基本的には再調査をするべきと思いますが、現状では市長の判断によって再調査しない。保護者が納得していないけど、市長が諮問しない限り再調査が行えないわけですよ。少し条例の中身になってしまい所管が違いますが。本会議質疑でやればよかったのですが。重大事態再調査委員会に市長が諮問をする判断というのは、どういったプロセスになりますか、市長の判断で行うのか。どういった内部での判断なのか、お聞かせください。

落合法制総務課長

これは、いじめ対策推進法に記載されていることですが、第30条第2項で、調査委員会から報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態等発生の防止のため必要があると認めた時は、再調査委員会に調査の結果について諮問することが記載されています。市長が必要と認めることに限ると考えています。

札幌委員長

他によろしいですか。

他にないようですので採決いたします。議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。